

寄附税制の概要(国税)

寄附金の区分	国・地方公共団体	指定寄附金	特定公益増進法人	認定特定非営利活動法人等
	に対する寄附金 <例> 公立高校 公立図書館 など	(公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの) <例> 国宝の修復 オリンピックの開催 赤い羽根の募金 私立学校の教育研究等 国立大学法人の教育研究等 など	に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの 【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人	に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
寄附をした者の取扱い				
所得税	所得控除	控除限度額: 寄附金 [※] - 2千円		
	税額控除	なし	控除限度額: (寄附金 [※] - 2千円) × 40% (所得税額の25%を限度)	※総所得の40%を限度 ※総所得の40%を限度 (注1)
法人税	全額損金算入	以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2 (注2)		
相続税	国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税 (注3)			

- (注1) 特定公益増進法人の中で所得税の税額控除の対象となるのは、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち、一定の要件(パブリック・サポート・テストや情報公開の要件)を満たすものに限られる。
- (注2) 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて(資本金等の額の0.25% + 所得金額の2.5%) × 1/4を限度として損金算入される。
- (注3) 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

寄附金税額控除の概要(個人住民税)

寄附金税額控除の対象寄附

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税) (平成6年度創設・平成21年度拡充(ふるさと納税))
- 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 (平成2年度創設)
- 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 (平成4年度創設)
- 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 (平成21年度創設(①)・平成24年度拡充(②))

- ① 国の控除対象寄附金(国に対する寄附金及び政治活動に関する寄附金を除く。)のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において指定するもの
- ② NPO法人に対する寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において個別に指定するもの(平成24年度分の個人住民税(平成23年中の寄附金)から適用)

税額控除額

〈基本控除額〉

$$\text{寄附金}(\ast 1) - 2\text{千円}) \times 10\%(\ast 2)$$

〈特例控除額(※3)〉

$$\text{寄附金} - 2\text{千円}) \times (90\% - 0\sim 40\%(\text{寄附者に適用される所得税の限界税率}))$$

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
 - ・ 市区町村が指定した寄附金は6%
- 都道府県と市区町村がともに指定した寄附金の場合は10%

※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の1割を限度

※ 個人住民税の控除は、寄附をした翌年に始まる年度の個人住民税から控除。

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。)
- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

ふるさと納税の手続き

